予定せんか全船舶並に未乗人員比率に応じ
二航ニ悟ハ二度ノ乗人レ其ノ労働期間ヲ考慮
スルヲ以テ(予定)ニ対シ不便船員ヲ配乗シ仍テ
乙四十乗セル事船ノ積荷、荷揚、其他ノ都合ニヨリ現在
一年定日数ヲ十日以上超過セル場合ニ於テハ之カ
補ヲ現金的給料ニ倍加スルノ外ヘレート遠般手船ニ
ハードン(英人)ニ対シ度ニ配乗セラレ船ニ於ケル
ル日数ノ如何ニ依ラス他船地ニ上陸セシメ休養延期
故ヲ以テ給料増額ヲ得ストレニ船員ノ親ヲ招致シ
タルコト

(協調會勞働課)